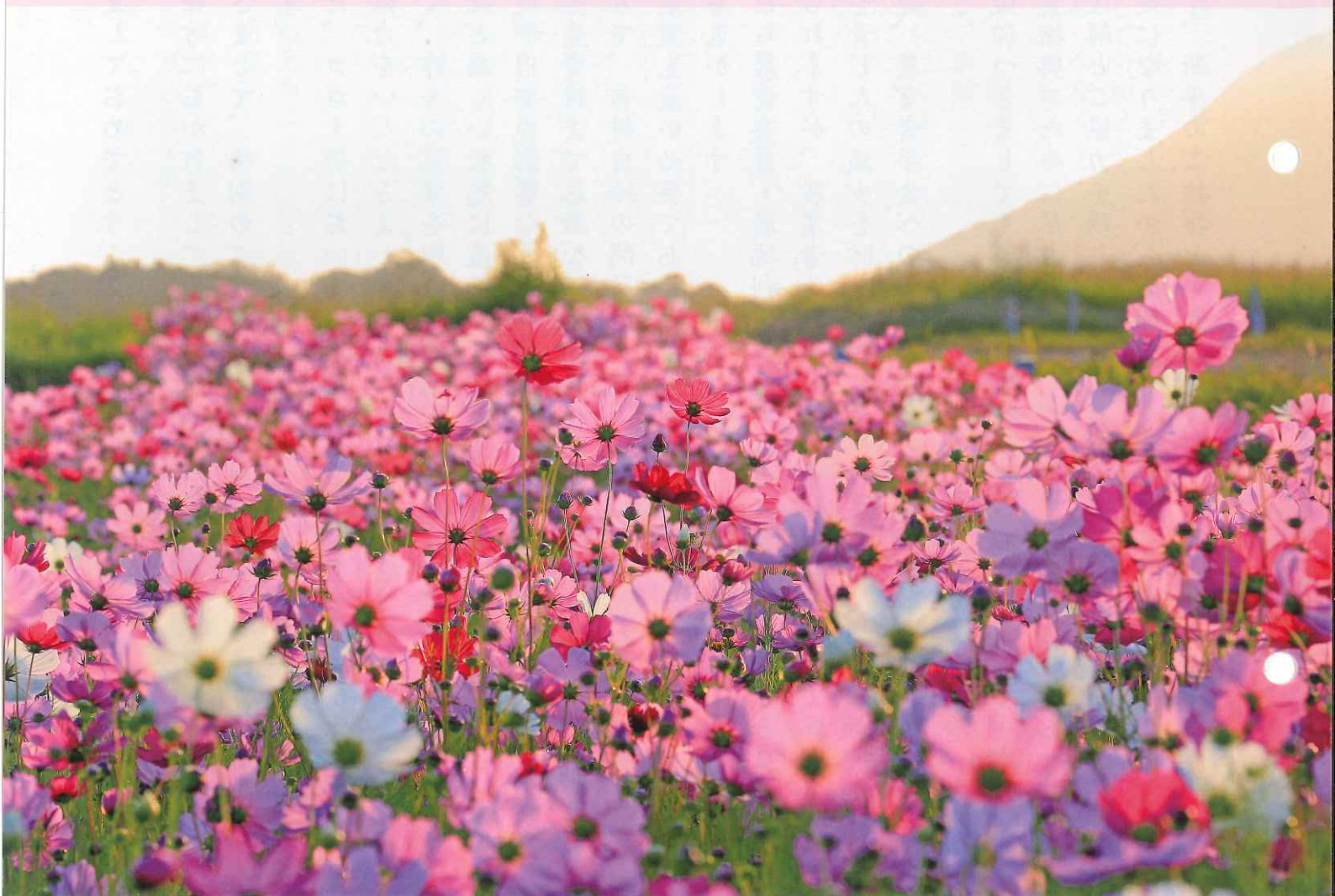




# 肝付町

令和5年1月  
～第18号～

# 農業委員会だより



## ～本誌の内容～

- ② … 会長あいさつ、農業新聞について
- ③ … 新規就農者の紹介、農地に関する手続きについて
- ④ … 相続登記について
- ⑤ … 農業者年金について
- ⑥ … 肝付町賃借料情報ほか



# 新年のご挨拶

肝付町農業委員会

会長 鶴岡 和喜



あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、日頃より肝付町農業委員会の活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

また、コロナ禍においても農業委員会の調査やアンケートへのご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、昨今の農業を取り巻く環境はこれまで経験したことがないほど厳しい状態に直面しています。ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響など世界情勢の激変により肥料や飼料、燃油や生産資材まで急激な価格高騰が起こっています。

一方で、食料自給の問題がクローズアップされるなど、安定した農業生産が必要であると多くの方が考えるようになってきている気がします。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員としてできることは限られますが、農業者の代表として農地を農地として守り、農業を営む人の減少を防ぎ、担い手への農地利用集積、新規参入促進、農業者年金への加入推進など引き続き取り組んで参ります。

今後につきましても、農家の皆様のおよき相談役として、本町の農業振興のために尽力して参りますので、皆様方のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたします。新年のご挨拶といたします。

見やすく！分かりやすく！  
充実した農業・農村の情報を届けます

全国紙ですが、地方ごとの頑張る農業者の記事、イベント情報等を掲載

その他にも

◎農政に関するニュース ◎経営に役立つ情報  
など様々な農業に関する記事が掲載されています。

全国農業  
新聞  
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 1ヶ月700円
- ◆発行所 全国農業会議所

購読のお申し込みは 農業委員会事務局へ 0994-65-8418

## 新規就農者の紹介

### 後田地区

ふくもと りゅうじ  
福元竜司さん



福元竜司さん（44）は、農業振興センターの雇用就農生として令和2年度から農業を始め、令和4年7月より就農を開始しました。

以前、勤めていた会社の仕事で、新型コロナウイルスの影響により減少したことがきっかけで、自分自身が経営者となり、いろいろなことにチャレンジしたいという思いもあり、農業に興味を持ち始めました。

現在はブロッコリー、キャベツを中心に露地野菜を約2ha作付けしています。福元さんは「農業は自然との闘いで、特に露地野菜となると天候によって左右されやすく、もどかしさを感じることもある。しかし、作物がすくすく育っていくのを見るのは楽しい」とのことでした。今後は、鳥越集落周辺の農地を集約化し、面積拡大しながら別の品目にもチャレンジしていきたいと意気込みを話してくださいました。

## 農地に関する手続きは農業委員会へ

### ①農地の権利移動等について（所有権移転、賃借権など）

⇒農地の売買、賃借などには農地法第3条に基づく許可、または農業経営基盤強化法に基づく申出が必要です。許可要件や借り手・買い手によって申請内容が異なりますので、農業委員会事務局へご相談ください。

### ②農地の転用について

⇒農地を農地以外の用途に変更したい場合、農業委員会を通じて県の許可を受ける必要があります。**所有者自ら転用する場合は農地法第4条、農地を買う、または借りて転用する場合は農地法第5条**の申請となります。無断で転用を行った場合、罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金））がありますので、事前に農地ではないか等の確認、相談を農業委員会や行政書士等にしてください。

### ③申請書類受付締切日

⇒毎月10日（10日が土日、祝日の場合その翌日）  
※その月によって変わることがありますので、農業委員会事務局へご確認ください。

### ④各種届出について

⇒次の事案がありましたら、農業委員会事務局に届け出てください。

- ・農地を相続した（相続届）。 ※法務局で相続登記を行ってください。
- ・農地の賃借契約、使用貸借を解約する（合意解約書）。
- ・所有している農地を第三者に売りたい、貸したい（あっせん届出書）。
- ・農地の利用変更や形質変更をする（形質変更届）。

## 相続登記が義務化されます！

令和六年四月一日から相続登記が義務化される法改正が令和三年に行われました。

現在「所有者不明土地」が増加しており、公共事業の用地取得や農地の集積・集約化が進まないなど問題となっています。肝付町においてもこの「所有者不明土地」に関する事案が増加しており、農地を借りたくても時間がかかることから、遊休農地化の恐れもあり問題となっています。また、相続をしていないことで、農地の売買ができないという問題もあります。

そのため、早めに登記の内容を確認し、相続登記が済んでいない、登記簿の内容と現況が一致していない土地は法務局や司法書士等に相談しながら手続きを進めていただきますようお願いいたします。

### 相続登記の必要書類（入手場所）

<input checked="" type="checkbox"/> 登記申請書	● 法務局のホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍謄本	● 亡くなった人の本籍地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の最後の住所を証明する住民票の除票（戸籍の附票）	● 亡くなった人の住所地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本	● 各相続人の本籍地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 不動産を取得する相続人の住民票	● 不動産を取得する相続人の住所地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書	● 不動産がある市町村役場
<b>【その他の書類】</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言による相続の場合・・・遺言書	
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議による相続の場合	
・遺産分割協議書（相続人全員の記名と実印による押印が必要）	
・遺産分割協議を行った相続人全員分の印鑑証明書（印鑑登録のある市町村役場）	

※相続登記の申請に必要な書類は場合によって異なるため、法務局にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。また、役場では相続登記の手続きをすることはできませんので、ご承知おきください。

相続登記の申請義務化について詳しく知りたい方は法務省が掲載している「**未来につなぐ相続登記**」をご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki\\_top.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html)

## 農業者年金で将来の備えを!!

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

**国民年金第1号  
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く

**年間60日以上  
農業に従事**

**60歳未満**

### ◆農業者年金6つのポイント

ポイント  
**1**

農業者の方なら広く加入できる

ポイント  
**2**

積み立て方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

ポイント  
**3**

保険料の額（月額2万円～6万7千円）は自由に決められる

ポイント  
**4**

終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

ポイント  
**5**

税制面の優遇措置がある

ポイント  
**6**

一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

## 若い農業者が加入しやすい仕組みがあります!!

### 保険料の国庫補助による政策支援

通常の加入要件に加え、

- 39歳までに加入
  - 農業所得が900万円以下
  - 認定農業者で青色申告などの条件を満たせば
- 35歳未満は**最大1万円**  
35歳以上は**最大6千円**  
の政策支援を受けられます。

### 35歳未満の方の保険料引き下げ

35歳未満で**認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）**でも通常加入できるようになります（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

## 農地のあぜ(土手)の管理をお願いします!!

町内における田、畑においてあぜ(土手)の管理がされておらず、近隣住民からの苦情が寄せられています。草刈りをしていないことで、事故や病害虫発生の原因となってしまいます。ほ場内だけでなく、周りのあぜ(土手)まで管理をしていただきますよう、所有者、農家の皆様方のご協力をよろしくお願いします。



## 農地中間管理事業を活用しましょう!!

### 農地中間管理事業の仕組み



※詳しい内容については、役場農業振興課 (0994-65-8417) までお問い合わせください。

## 肝付町賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

		田		畑	
		平均額	データ数	平均額	データ数
締結(公告)された地域名		平均額	データ数	平均額	データ数
内之浦地区	全 体	8,900円	133	10,000円	88
	基盤整備地域	8,900円	128	—	—
	未整備地域	10,000円	5	—	—
高山地区	全 体	9,800円	579	7,100円	295
	基盤整備地域	9,800円	461	—	—
	未整備地域	9,900円	118	—	—
(参考)肝付町平均		9,400円	712	8,500円	383